

片葩の里公園・石浜駅前公衆便所
ネーミングライツ・パートナー募集要項

東浦町では、自主財源確保の観点から施設を有効活用し、得られた収入をその維持経費に充当することを目的に、町の所有する施設に愛称(事業者名又はブランド名等)を付けることができる権利(以下、「ネーミングライツ」という。)を取得する事業者(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。)を募集しています。

ネーミングライツは条例上の正式名称を変更するものではありませんが、ネーミングライツ導入後において、町はホームページや印刷物、イベント告知などで積極的に愛称を使用することとしています。

1 募集概要

(1)対象施設等、契約期間及びネーミングライツ料

ア 対象施設等

別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」及び「ネーミングライツ対象施設個票」のとおり。

イ 付与期間

5年

※1 期間内の愛称変更はできません。

※2 愛称の使用開始日は、原則、令和8年4月1日としますが、住民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて東浦町及びネーミングライツ・パートナーと協議し変更することもあります。

ウ ネーミングライツ料(年額)

別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」のとおり。

※1 各対象施設の公募開始価格(下限額)以上で応募してください。

※2 ネーミングライツ料のほか消費税及び地方消費税相当額が別途必要です。

※3 片葩の里公園については、役務にて申込を行う場合、年間1回の草刈業務に加え、ごみ拾いや剪定等の維持管理に資する提案をしてください。

※4 石浜駅前公衆便所については、役務にて申込を行う場合、週3回の便所清掃作業役務に加え、備品管理等の維持管理に資する提案をしてください。

※5 ネーミングライツ料にて申込を行う場合、本町が役務を担います。ただし、草刈りやトイレ清掃などに関しては、これまで通りの内容での対応となります。

(2)ネーミングライツ・パートナーのメリット

ア 町は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースするとともに町広報紙及び町ホームページで公表します。

イ ネーミングライツ料が年額 50 万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含まず。)の場合は、ネーミングライツ・パートナーの希望によりネーミングライツ・パートナー締結式を行います。

ウ 町広報紙、町ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用(条例等に基づく施設名称を併記する場合があります。)します。

エ ネーミングライツ・パートナーは、施設に愛称を標示することができます。また、自社が管理する広報媒体(ホームページ等)でネーミングライツ・パートナーであることを掲載する

ことができます。

(3)愛称の条件

ア 別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」中、補足説明のとおり。

イ 愛称は住民や利用者に親しみやすいものとします。

ウ 次の事項に該当する愛称は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4)費用負担

愛称を標示する費用等の負担区分は次のとおりとします。

区分	町	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更 ※1		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本町ホームページの表示変更 ※2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担するものを示しています。

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議の上、決定します。また、町有地に新規の看板等を設置する場合は、行政財産特別使用料などについてもネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※2 本町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とし、残部数、改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。また、印刷物には、ネーミングライツ・パートナーとは別に有料広告を掲載することがあります。

(5)ネーミング・パートナーの要件

ネーミングライツ・パートナーとなることができる事業者は、次の事項に該当するものは除きます。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

2 募集期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)午後 4 時(必着)

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア 東浦町ネーミングライツ事業申込書(様式第 1 号)^{※1}
- イ 事業者の概要を記載した書類(会社案内など)
- ウ 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。
ただし、発行後 3 か月以内のもの
- エ 直近 1 事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- オ 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあっては、代表者分)^{※2}

※1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/kokyokotsu/boshu/15713.html>)

- ・ネーミングライツ・パートナー募集要項……(本書)
- ・ネーミングライツ対象施設一覧
- ・ネーミングライツ対象施設個票(対象施設別)
- ・東浦町ネーミングライツ事業申込書(様式第 1 号)
- ・東浦町ネーミングライツ事業実施要綱

※2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行いますので、東浦町ネーミングライツ事業申込書の同意書欄に署名してください。)

(2) 提出部数 1 部(東浦町ネーミングライツ事業申込書は必ず封かんすること)

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」にあります施設所管課へ提出してください。

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(5) 質問の受付

ア 質問期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)

※ 窓口及び電話での質問受付は、平日の午前8時45分～午後4時00分ですのでご注意ください。

※ 質問の回答は、原則1週間以内に、町ホームページに掲載します。

イ 質問方法

窓口、電話、電子メール

ウ 質問先

別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」施設所管課のとおり

(6) 施設の見学

施設の見学を希望される場合は、別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」にあります施設所管課に事前連絡をお願いします。

ア 見学期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)

※ 原則、平日の午前9時00分～午後4時00分に行います。

※ イベント等により、施設の全部・一部を見学出来ない場合があります。

イ 連絡方法

電話、電子メール

※ 原則、見学を希望する5日前(土・日・祝日を除く。)までに連絡してください。

4 選定方法

優先交渉権者※の選定をし、選定会議を経て、速やかに全ての応募者に通知します。

なお、応募者が1者の場合も選定会議を開催します。

※ 応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して町が契約交渉を行うものをいいます。

項目	選定基準
金額	公募開始価格（下限額）以上で、金額（年額×5年）もしくは、維持管理に資する役務の提案内容※を町が積算した金額のうち最高のものを優先交渉権者とする。 ※東浦町ネーミングライツ事業申込書のネーミングライツ料に記載してください。
～～同額の場合の選定基準～～ 最高金額が複数の応募者で同額となった場合、東浦町ネーミングライツ事業申込書の「その他の企画提案事項欄」に記載において、施設の利用状況の改善や周辺地域の美化に資する「地域貢献の内容」を評価し、当該評価が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。 なお、「地域貢献の内容」については以下の項目で、総合的に評価する。 1 企画提案の内容（最大5点） （1）利用者の利便性向上への効果があるか。（1点） （2）公共施設の利用促進やイメージ向上への効果があるか。（1点）	

- (3) コスト削減効果があるか。(1点)
- (4) 環境に配慮しているか。(1点)
- (5) 独自性があるか。(1点)
- 2 企画提案の実現可能性(最大3点)
 - (1) 資源(人材・設備)を整えているか。(1点)
 - (2) 進捗管理の体制を整えているか。(1点)
 - (3) 企画提案と類似の実績があるか。(1点)
- 3 その他(最大2点)
 - (1) 町内に本店又は従業員を常勤させている営業所があるか。
(本店2点・営業所1点)

5 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、町とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。なお、役務の提供の場合は、履行期間(例：月次・週次などの頻度)や作業内容等のスケジュールを契約書に明記します。

6 契約の解除

契約期間中にネーミングライツ・パートナーの要件を失ったとき又は社会的信用等により、町若しくは施設のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を取り消し、又は解除することがあります。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

ただし、正当な理由なく本契約に定める義務を東浦町が履行しない場合による解除又は、災害その他の不可抗力等東浦町及びネーミングライツ・パートナーの責めに帰しえない事由による解除のあった場合、ネーミングライツ・パートナーは当該解除の日を含む契約年度に係る契約の金額の全部又は一部の返還請求を可能とします。

また東浦町による、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本契約を解除できるものとします。この場合、原状回復はネーミングライツ・パートナーによるものとしますが、必要な費用は当事者協議の上、定めます。

7 リスク負担

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任において速やかに復旧するものとします。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の賠償責任や、施設に付けた相性が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。
- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、町とネーミングライツ・パートナーが協議し決定します。

8 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料の支払については、年度ごとに東浦町が発行する納入通知書により、毎年度4月末までに納付することとします。ただし、契約初年度については、東浦町が指定する期日までに納付することとします。なお、支払は一括払いとし、分割して支払うことはできません。

また、感染症等により各施設の利用を町が制限する場合や条例改正等により対象施設の使用料改定や無料施設の有料化等が行われる場合も、ネーミングライツ料は減額しません。なお、役務の提供の場合は、町は履行状況を定期的に確認し、契約に沿った役務が適切に行われているかを判断します。

9 留意事項

公共施設案内標示板等の色彩やデザインの変更は設置内容によって、東浦町景観条例、愛知県屋外広告物条例及び建築基準法に基づく手続きが別途必要になります。施設所管課と最終調整し、ネーミングライツ・パートナーが手続きを行うものとします。

10 スケジュール(予定)

公募開始から愛称の使用開始までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

ステップ	年月日
1 公募開始	12月1日(月)
2 公募締切	12月26日(金)午後4時必着
3 応募結果の通知及び優先交渉権者の公表	1月下旬
4 優先交渉権者との協議	1月下旬～2月中旬
5 ネーミングライツ・パートナー契約締結	2月中旬
6 住民や利用者等への周知	3月中
7 看板の変更及び愛称の使用開始	4月1日(水)